平成２４年（フ）第４２号
富山県高岡市伏木矢田上町３番３号
債務者　駒井　安江
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第６３号
富山県射水市土合273番地１
債務者　森瀬伊希子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第６８号
富山県高岡市福岡町福岡新413番地２　西干場市営住宅２号棟214号、旧住所富山県高岡市赤祖父590番地
債務者　菅池　良三
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１１４号
岐阜県関市巾２丁目284番地１　キャッスル巾Ｂ202
債務者　安江さち子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１１５号
岐阜県関市巾２丁目284番地１　キャッスル巾Ｂ202
債務者　安江　慎吾
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６０号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取582番地
債務者　田村真寿美
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第９号
静岡県賀茂郡河津町浜148番地の１　シティハイムシズイ２階６号
債務者　大野和子こと　李　　和子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第８２８号
名古屋市緑区黒沢台４丁目210番地　セゾン徳重205号
債務者　児玉　重則
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１１号
京都市山科区東野八反畑町28番地３　エルシティー202、住民票上の住所京都市山科区川田岡ノ西１番地７　レオ松本508
債務者　川﨑　正勝（旧姓江上）
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２５８号
京都府向日市寺戸町天狗塚17番地　向日台第15棟409号
債務者　坂根　康夫
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４７５号
京都市山科区安朱桟敷町18番地７　安朱ハウスＢ－１
債務者　石川　良子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５２９号
京都市伏見区竹田七瀬川町378番地　パデシオン伏見深草711
債務者　江口　純一
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２５５号
兵庫県尼崎市若王寺１丁目７番８号
債務者　中曽　　愛
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２０７号
兵庫県姫路市亀山１丁目68番地　パセオ姫路203号
債務者　門田　　稔
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１３０号
奈良市佐保台西町31－１　マキシム平城山201、住民票上の住所京都府木津川市州見台３丁目20番地16
債務者　野口　寛通
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１３９号
奈良市富雄北３丁目24番15―720号
債務者　石渡　宏志
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４１号
広島県三原市幸崎能地７丁目１番11号
債務者　戸川　國博
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係